

新築住宅は6月1日から義務付け

一般住宅にも火災警報器を

住宅火災による死者は年々増加しています。平成十五年では建物火災の死亡者のうち、九割近くが住宅火災によるもの。その中でも逃げ遅れによる死者が六割です。消防法が改正され、新築の住宅は六月から火災警報器の設置が義務付けられました。

めに設置しましょう。
〔設置する場所〕
左図のように、寝室や寝室から下階に通じる階段などの壁や天井に設置。壁は天井から十五センチから五十センチ以内、天井は壁よりはりから六十センチ以上離す必要があります。



ムセンターなどで六千円から一万円で購入できます。
〔悪質な訪問販売に注意〕
消火器や住宅用火災警報器の悪質な訪問販売による被害が発生しています。消防署が消火器や住宅用火災警報器などを直接販売したり、販売業者に委託したりすることはありません。悪質な訪問販売などには十分に注意してください。

助成対象器具・金額Ⅱへ生ゴミ処理容器へ微生物の活動を利用して生ゴミを分解し堆肥化する容器：購入費の二分の一で限度額五千円へ電動式生ゴミ処理機へ生ゴミを乾燥、発酵、分解などする電動式機械（デイスポザーは除く）：購入費の二分の一で限度額三万円（平成18年3月31日まで）（平成18年3月31日まで）

平成18年5月1日号

戸建て住宅、店舗併用住宅、共同住宅、長屋などすべての住宅が対象です。大切な命や財産を守るため、早期に設置しましょう。

〔既存住宅は平成20年まで〕
既存住宅も平成二十年六月一日から義務化されます。早

なお、住宅用火災警報器などの販売は、クーリング・オフの対象です。契約後、一定の期間は無条件に解除が可能。悪質な訪問販売にあつたときは、消費生活センターや、最寄りの消防署へ相談してください。

○：問い合わせは消防本部予防課 ☎220-4507へ。

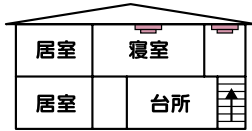
○：問い合わせは清掃業務課 ☎890-6273へ。

設置例（2階建ての場合）

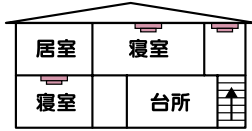
〈寝室が1階のみ〉



〈寝室が2階のみ〉



〈寝室が1階と2階〉



※寝室…普段の就寝に使われている部屋に設置。子ども部屋や老人の居室なども、就寝に使われている場合は対象になります。

新しい「前橋広域バス路線MAP」が完成。今号の本紙と合わせて各家庭へ配布しました。各支所、地区公民館など市内の主な施設にも置いてあります。まちなかなどへ出掛けるときは、積極的にバスに乗りましょう。

今回の路線図は、今年四月

一日現在の情報を掲載しています。JR前橋駅前のバス乗り場、方面別の行き先などを加え、より充実しました。

平成18年5月1日号

立石の獅子舞、を新たに指定しました

市の重要無形民俗文化財に



四月十八日付で、「立石諏訪神社の獅子舞」が市指定の重要無形民俗文化財になりました。

舞子には、以前は地元で生まれた長男が選ばれていましたが、現在は小三以上の男子から選んでいます。

起源ははっきりしませんが、道具入れや、獅子頭のひもに書かれた記述から、千七百年代の初めには行われていたと考えられます。

○：問い合わせは文化財保護課 ☎231-9875へ。

▲神社の境内で奉納



▲辻舞があるのも大きな特徴

「カンカチ」の四人で舞い、形態は奉納色の強い稚児獅子。神社での奉納だけでなく、近隣で辻舞を行う点も大きな特徴の一つです。

計量モニターを募集
日ごろ購入している商品が正しく計量されているか家庭で調査する、計量モニターを募集します。モニターにはデジタル式はかりを貸し出します。また謝礼として五千円と料理用はかりを贈呈。計量に

興味のある人は、ぜひご応募ください。

平成18年5月1日号



平成18年5月1日号

持ち運びができない大型計量器などを対象に、出張検査を行います。検査料のほかに検査用具運搬料なども必要です。

計量器Ⅱ①大きくて運搬が困難②運搬すると破損や精度が落ちる恐れがある③土地や建物などに取り付けられている④数が多い⑤事業所で検査に必要な検査設備がある⑥常時使用している⑦電気式・高精度の物 申し込みⅡ計量検査所 ☎255-2218へ

平成18年5月1日号